なは市民活動支援センター入居用施設　支援ブース・事務室［利用確認書］

令和　　年　　月　　日

那覇市長　宛

なは市民活動支援センターの入居用施設（支援ブース・事務室）の利用について、次の事項を確認いたします。

１ なは市民協働プラザ条例・なは市民活動支援センター規則、なは市民活動支援センター施設利用取扱要綱を遵守する。

２ 支援ブース・事務室の利用料は、利用月の月末までに支払う。

３ なは市民活動支援センターの利用時間を厳守し、利用時間外及び休館日の立ち入りを行わない。

利用時間：月曜日、火曜日、木曜日、金曜日　午前９時から午後９時まで

土曜日、日曜日及び水曜日　午前９時から午後５時まで

休館日　：12月29日から１月３日、６月23日《慰霊の日》、その他休館の必要がある時

４ なは市民活動支援センターの電話・FAX番号を入居団体の連絡先として利用しない。

５ 支援ブース・事務室の利用にあたっては、共有空間であることに考慮し、ほかの利用者の迷惑にならないよう十分配慮する。

６ 支援ブース及び事務室で相談・問い合わせ対応等を行う際には、他の入居団体等にも聞こえることを前提に、個人情報等への配慮を行なう。特に個人情報関連の書類及び物品については、各団体で責任を持って保管する。

７ 施設の管理運営上必要があると認めた場合、職員は支援ブース及び事務室に立ち入ることがある。その場合、入居団体は立ち入りを拒めない。

８ 支援ブース・事務室では、飲酒、喫煙及び火気使用を行わない。

９ 支援ブース・事務室では、賭博など公序良俗に反する行為を行わない。

10 営利を目的とする行為を行わない。

11 支援ブース・事務室に危険物、悪臭を発するもの、動物等を持込まない。

12 利用後は、清掃・整理整頓を心がけ、共有環境の美化に十分配慮する。また、利用の際に生じたごみ等は各自持ち帰る。

13 入居団体以外の者に支援ブース・事務室を利用させない。

14 支援ブース・事務室及び備品の改装・改造をしない。（備品の位置移動は可能。）

15 上記を団体構成員にも遵守するよう周知する。

住　　所

団 体 名

代表者名 　　　㊞